

天選告示第2号

天理市議会議員及び天理市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程（平成10年12月2日選挙管理委員会告示第54号）の一部を次のように改正する。

令和7年2月3日

天理市選挙管理委員会

委員長 堂 藤 重 敏

第3条第1項中「掲載文」を「同一の掲載文」に改め、「限る。）」の次に「（掲載文及び写真を電磁的記録（電子的方式、電磁的その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理のように供されるものをいう。以下同じ。）により提出する場合には、その電磁的記録）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の写真は、当該選挙の期日前6月以内に撮影した上半身（無帽）・正面向き（背景は無地）のもの（掲載文を書面により提出する場合には、縦10センチメートル、横7.5センチメートルのものを用いり、その裏面に当該候補者の氏名、住所及び撮影年月日を記載するものとする。）を用いなければならない。

第5条第1項中「様式第3号」の次に「。同様式の電磁的記録を含む」を加え、同条第2項中「記載」を「記載し、又は記録」に改める。

第6条第1項中「色素により記載」を「色素で原稿用紙の所定の寸法内に記載し、又は記録」に改め、同条第3項中「記載」を「記載し、又は記録」に改める。

第8条第1項中「2葉」の次に「（掲載文及び写真を電磁的記録により提出する場合には、その電磁的記録）」を加える。

様式第2号備考を次のように改める。

備考

1 掲載文及び写真を電磁的記録で提出する場合は、「掲載文2通及び写真2葉」を「掲載文及び写真の電磁的記録」とする。

- 2 候補者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第4号備考を次のように改める。

備考

- 1 掲載文及び写真を電磁的記録で提出する場合は、
掲載文2通
写真2葉
を
掲載文の電磁的記録
写真の電磁的記録
とする。

- 2 候補者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

附 則

この規程は、令和7年2月3日から施行する。